

岐阜県道路設計要領の一部改定概要 (R3. 4. 1 版)

章	改定概要
第 1 章 道路設計一般	<ul style="list-style-type: none"> ・道路土工構造物の定義、要求性能を記載 ・自転車道、自転車通行帯又は自転車歩行者道を設けない場合の路肩の縮小規程の取扱いを記載
第 3 章 仮設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用道路の縦断勾配を 15%程度以下とする旨を記載
第 4-1 章 土工	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜した軟弱な基礎地盤上の盛土工の調査・計画における留意点を記載
第 4-2 章 擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・通常ブロック積擁壁に準じた構造の大型ブロック積擁壁の取扱いについて、擁壁選定フローに記載 ・ブロック積擁壁の設計で、災害復旧事業の場合は災害手帳に基づく旨を記載
第 4-3 章 排水	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼製グレーチング蓋の盗難防止及び対応を記載
第 6 章 立体横断施設	<ul style="list-style-type: none"> ・景観的な配慮について記載 ・冠水情報施設の標準図集を掲載 ・アンダーパスの道路排水設備の耐震対策について記載
第 7 章 トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用設備の名称を改定
第 8 章 舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・排水性舗装の構成、材料、舗装構成等を記載(「排水性舗装の手引き(H15.3)」の反映)
第 9-1 章 歩道及び自転車歩行者道	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行帯の幅員、留意事項等を記載 ・歩行者、自転車、自動車の交通量に応じた歩道等(自転車道、自転車通行帯、自転車歩行者道、歩道)の選定フローを改定 ・歩道(マウントアップ、セミフラット、フラット)の各標準図について、Gp の設置範囲や縁石の構造、乗入れ部の構造の不整合を修正
第 9-2 章 道路付属物	<ul style="list-style-type: none"> ・景観的な配慮を総則に記載 ・道路標識の材料、構造の考え方を記載 ・照明設計における道路区分の定義を記載 ・照明柱のポールを、直線ポールから一律型(S 型)又は可変型(A 型)に改定 ・照明柱の基礎形状を、埋込式又はベース式からベース式のみに改定 ・道の駅の設計における参考図書として、【通知】H29.9.29 事務連絡「道の駅」のトイレの改善について、及び【通知】R2.3.18 道維第 838 号「岐阜県「道の駅」トイレ標準仕様書について」を記載
第 10 章 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・管理計画における参考図書として、「岐阜県街路樹維持管理指針(R2.6 道路維持課)」を記載 ・雑草対策における参考図書として、「岐阜県雑草対策の手引き(R2.6 道路維持課)」を記載
第 11 章 電線共同溝	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の経緯に、無電柱化推進計画(H30～R2)の内容を記載 ・参考資料の電線共同溝設計マニュアルを R2 年 3 月版に更新
第 12-1 章 道路防災	<ul style="list-style-type: none"> ・覆式落石防護網を落石予防工に分類 ・落石対策施設の留意点として、配慮事項及び照査方法を記載 ・覆式落石防護網、従来型落石防護柵、従来型ポケット式落石防護網の設計における計算式を改定 ・従来型落石防護柵の標準設計(県仕様)における柵高を 2m から 3m に改定し、選定する基礎タイプをそれに応じた計算結果に改定